

河南町三世代同居・近居支援事業の流れ

準備段階

建築・改修工事又は住宅の取得

補助金の申請、受領段階

事前協議書の提出

(添付するもの)
①親子関係を証するもの
②居所を証するもの
③取得又はリフォームする住宅の内容が分かるもの(物件の内容、リフォームの内容)
等

住宅の取得の契約

(補助の対象)

①住宅の取得費(売買費用)

新築増築・改修工事契約

(補助の対象)

①住宅の新築費(建築費用)
②住宅のリフォーム費(100万円以上の工事に限る)。
③住宅のリフォームは、住宅本体の工事に限る。住宅に付随する店舗、倉庫、外構工事及び工事業者を伴わない機器・設備の購入は対象外。

工事又は住宅取得の完了

補助金交付申請書の提出

交付の決定

(交付申請添付書類)

(1)新築又は住宅の取得の場合

- ①親子関係を証するもの
全部戸籍謄本
- ②居所を証するもの
転入前の住民票(全員のもの)及び転入後の住民票(親等を含む全員のもの)
- ③町税の完納を証するもの
完納証明書
- ④住宅の取得等を証するもの
契約書(売買及び工事)及び領収書、
確認申請副本(建築確認済証)
- ⑤出産予定を証するもの
母子手帳

(2)リフォームの場合

- ①(1)の①、②、③、⑤を証するもの
- ②リフォームを証するもの
改修工事の契約書及び領収書、平面図
及び立面図等、工事写真

補助金の交付